



## 山ノ内町公告第3号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画を変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧に供する。

なお、山ノ内町の住民は、下記に示す縦覧期間満了の日までに、当該農業振興地域整備計画の変更案についての意見書を同法第11条第2項の規定により、山ノ内町に提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうちの農用地利用計画変更案にかかる農用区域にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同法第11条第3項の規定により、縦覧期間満了の翌日から起算して、15日以内に山ノ内町に申し出ることができる。

令和7年1月23日

山ノ内町長 平 澤



### 1. 縦覧期間

令和7年1月24日から令和7年2月25日

### 2. 縦覧場所

山ノ内町産業振興課農業振興係

### 3. 異議申出について

- ・提出先 山ノ内町産業振興課農業振興係
- ・提出期限 令和7年2月26日から令和7年3月12日

## 令和6年度山ノ内町農業振興地域整備計画変更案

令和6年3月29日付け山ノ内町告示第72号により公告した山ノ内町農業振興地域整備計画を次の理由により変更する。

### 農業上の用途区分の変更

理由・・・・・・・・法第13条第1項に基づき農業上の用途区分の変更を行う。  
(農地から宅地用地へ変更)

変更する土地・・山ノ内町大字平穩字和田 5346-1 994 平米のうち  
278 平米の土地